

決算審査特別委員会 協議事項

〔令和6.10.21（月）午前9時30分
於：全員協議会室〕

1 分科会報告……〔（1）第1分科会
（2）第2分科会

2 分科会報告に対する質疑

3 締めくくり質疑

4 意見表明

5 採決

第 1 分科会 指摘事項について

○民間資金調達の多様化について

医療、福祉、教育をはじめとする基礎的な行政サービスが適切に提供されることにより、住民の生活が保たれている。こうした基礎的な行政サービスを提供しているのは地方自治体であり、安全・安心な住民の日常を支え、これを次世代にバトンタッチするため、地方自治体が果たすべき役割は極めて大きい。物価高騰による市民生活の影響や、経済・金融市場における先行きの不確実性が高い状況が続いている中、本市の財政基盤から鑑み積極的な住民サービスの充実や経済活性化を図るため、さらに民間資金を調達すべきであったことを指摘する。

よって、時代の要請に応えるべく、新たな民間資金調達としてSDGs 債の発行等、資金調達手段の多様化に取り組み、市民サービスの向上・充実や経済活性化を図ること。

○地域課題解決と活性化について

協働センターを核とした地域課題解決事業は、コミュニティ担当職員が地域に寄り添い取り組む事業である。コミュニティ担当職員の裁量により、地域の課題解決や活性化に寄与する事業が影響を受けたことを指摘する。

よって、コミュニティ担当職員のブラッシュアップを行うとともに、コミュニティ担当職員から意見を聴取し、より地域の課題解決や活性化に寄与する地域力向上事業となるよう制度について検討すること。

○ふれあい交流センターの世代を超えた利用促進について

令和 5 年度のふれあい交流センター全施設の利用割合は、高齢者 95.8%、子ども・子育て世代 4.2%であり、子ども・子育て世代の利用が進んでいない。また、高齢者と子ども・子育て世代との交流事業は年間 40 回にとどまり、施設により開催回数の差が大きくなっている。世代を超えた交流の場を提供することを目的とする施設としては、子ども・子育て世代の利用が進んでいなかったことを指摘する。

よって、関連する部署及び指定管理者や関連団体と協議体を持ち、子ども・子育て世代の利用割合を向上させること。

○スクールソーシャルワーカーの処遇改善について

児童・生徒を取り巻く様々な課題に対応するため、教育分野に関する知識に加え、社会福祉等の専門性が必要とされるスクールソーシャルワーカーは、複数の関係機関との連携も必要であるため、適切な人材の確保が大きな課題となっている。令和 8 年度までに 1 部会当たりスクールソーシャルワーカー 3 人の体制を整え、全体で 26 人の任用を目指し、令和 5 年度は 17 人の任用をした一方で、スクールソーシャルワーカーは週 4 日勤務の会計年度任用職員のため、人材確保に向けて処遇を高めることが必要であったと指摘する。

よって、スクールソーシャルワーカーの正規職員配置も含めた処遇改善を図ること。

○空き家除却費用の補助事業に関する P R 不足について

令和 5 年度の空き家に関する苦情や相談は 115 件、市が把握している特定空き家は 20 件であった。空き家の増加による市民生活への悪影響は、地域課題として顕在化しており、当該事業の促進については、地域からの要望が増えている。補助金の対象は、中古住宅として流通可能なものを対象から除外したといえども、執行件数が 3 件しかなく、当初予算として見込んでいた件数に大きく及ばない決算について、当該事業の P R 不足であったと指摘する。

よって、市民生活環境の向上に直接的に寄与することから、予算執行率の向上を図るべく本事業を再構築すること。

○若者の投票率向上促進について

平成 28 年に 18 歳以上 20 歳未満の者にも選挙権が与えられ、18 歳、19 歳の若者の投票が加わったことで全体の投票率の向上が期待されてきた。しかし、直近の統一地方選挙における抽出調査では、全体の投票率 48.89%の投票率に対し、18 歳、19 歳の投票率は 22.97%にとどまり約 26 ポイント低い。このような若者の投票意識の低さに対して、有効な施策が打てなかったことと、18 歳、19 歳の投票率について全市内のデータを取っていなかったことを指摘する。

よって、全市内の 18 歳、19 歳の投票率のデータを取ること、若者が政治に関心を持てるよう周知啓発すること、期日前投票の手続きの簡便化、移動投票所（車）、学校での投票所の拡充など検討し、若者の投票率向上をさらに促進させること。

第2分科会 指摘事項について

○公園管理の改善について

公園管理事務所が管理する公園は741箇所ある。このうち樹木については、日常の巡視業務に加え令和5年度は公園・緑地危険木調査業務により危険木伐採業務を実施しているが、見落としが生じたことにより倒木があった。また遊具については「標準使用期間」で管理しているが、一部の公園では「標準使用期間」を超えても、一度も交換実績が無いなど、本市として子供を守る安全な遊具を提供するという姿勢が感じられない状態にあると指摘する。

よって、日常巡視や定期点検を強化するとともに、公園台帳のデジタル化の推進及び公園遊具の安全を担保する高い指針を示すこと。

○二輪車駐車場の適正な整備と運用について

自転車等駐車場における放置自転車の対策において、まちの景観を考慮した駅周辺や中心街また郊外とは、事業自体や猶予日数など運用に違いがあり、結果、自転車の放置が改善していない。また令和5年度に市内73台の届け出がある特定小型原動機付自転車はキックスケーターのように小さいものから、四輪や全長の長いものまで存在するが、現状自転車等駐車場条例に明確な規定がないことを指摘する。

よって、放置自転車対策を主眼とする事業の適正な運用と、自転車等駐車場条例への特定小型原動機付自転車の明確な位置づけを行うこと。

○廃棄物処理に関わる事業者に対する監視体制の強化について

本市は廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、排出事業者責任を原則とした適正処理が実施されるように排出事業者及び産業廃棄物処理業者に対する監視指導を行っている。

市としては処理の一環である収集運搬事業者に対しても監視責任を有するが、収集運搬に関しては、政令市移行後、許可権限が県に移ったため、収集運搬事業者が把握されておらず、結果、監視業務が不十分であったと指摘する。

よって、廃棄物処理に関わる収集運搬を含む事業者に対して監視体制を強化すること。

○地籍調査の促進について

本市は、国土調査法に基づき地籍を明確化し、土地資産の保全及び災害復旧迅速化を図るため、昭和 28 年より地籍調査を開始したが、市域内の全対象面積 1268 ㎢のうち約 360 ㎢が完了し、進捗率は僅か 28%である。さらに、河川浸水被害や津波被害の想定地域の中でも人口集中地区を優先しており、中山間地域等は一向に進んでいない。

東日本大震災時は、地籍調査が進んでいたため復旧作業が迅速に進められたが、令和 6 年 1 月の地震により被災した能登半島では、地域の地籍調査が進んでおらず復旧作業が遅れているという事態からも、中山間地域を抱える本市において復旧に対する懸念があることを指摘する。

よって、国・県との連携を緻密に図り、地籍調査を強力に推進すること。

○ごみ減量リサイクル推進事業について

本市は、令和 6 年 2 月、一般廃棄物処理手数料の徴収に関する規定の追加等の条例の一部改正を行い、「G o ! みんなで 404 チャレンジ」をスローガンに、ごみの減量・リサイクルを進めており、生ごみ、草木類の分別や処理、回収については効果が出ていると評価する。しかしながら、目標値までさらなるごみ減量推進に取り組む必要がある。

昨年 6 月より、官民の資源物回収拠点及び集団回収の実施が少ない地域においては、古紙類の回収場所を試行的に設置し、資源化率向上の効果を期待したものの、月 2 回半日程度の実施では、資源化率を向上させる事業としては不十分であったことを指摘する。

よって、資源物回収拠点の空白地域の把握と、高齢者等が古紙類を出しやすい環境を早期に整えること。

○自主防災隊活動への支援について

令和 6 年能登半島地震を受け、災害時における自主防災隊の活動への期待は高まっている。しかしながら、本市における令和 5 年度の避難所運営訓練については実施している隊は 6 %にも満たないこと等からも、自主防災隊の活動内容には差があり、有事の際の効果的な活動体制に繋がっているとは言い難い。好事例の横展開や自主防災隊に求める活動をもっと周知すべきであり、市として、自主防災隊の訓練への関わりが不十分であったことを指摘する。

よって、市として自主防災隊の自主性を尊重しつつ、具体的な方針を明確に示し支援すること。